

労務管理その他の労働に関する一般常識

1章

雇用対策法

総 則

No.1 チェック!

- 目的
(第1条)
- この法律は、
 国が、**雇用**に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を**総合的**に講ずることにより、
 労働力の**需給**が質量両面にわたり均衡することを促進して、
 労働者がその有する**能力**を有効に発揮することができるようにし、
 これを通じて、
 労働者の**職業**の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、
 国民経済の均衡ある発展と**完全雇用**の達成とに資することとする。
 この法律の運用にあたっては、
 労働者の**職業選択**の自由及び事業主の**雇用**の管理についての**自主性**を尊重しなければならない、
 また、
技能を習得し、**職業**を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、
 かつ、
 労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。
- (第3条)
- 労働者は
 その職業生活の設計が適切に行われ
 その設計に即した**能力**の開発及び向上
転職に当たっての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより
 職業生活の全期間を通じて、
 その**職業の安定**が図られるように配慮されるものとする。
- (第4条) 国の施策
- 国は、第1条第1項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従って、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じ